

# 調査実施者 説明資料

(科学技術研究調査の変更について)

総務省統計局

## 1 今回申請された変更について

### (1) 調査事項の変更

#### ① 調査事項の変更（調査票甲（企業A）、調査票乙、調査票丙）

- 第7期科学技術・イノベーション基本計画の策定に伴う政策ニーズを踏まえた調査事項（特定目的別研究費）の見直し

#### 【論点 a への回答】

a 「特定目的別研究費」と「特定技術別研究費」とに区分して、研究費を把握することとしているが、どのような考え方に基づくものか。また、両者の関係（重複計上の扱い等）をどのように整理しているのか。

○ 現行の「特定目的別研究費8分野」は、平成14年調査以降、長期的に継続して把握しているもの。

一方、同3分野は、第6期科学技術・イノベーション基本計画を踏まえて、令和4年調査から開始したものであり、長期的に継続して把握している同8分野とは切り分けているところ。

○ 過去の科学技術研究調査にかかる統計委員会の審議においても、『継続して把握する事項と一時的に把握する事項の区分が示されると、利用者の利便性の向上にも資するのではないか』との意見があったことも踏まえ、今般、第7期計画を踏まえて拡充する分野についても、従前からの継続項目である8分野とは切り分けることとしたもの。

またその上で、名称を「特定技術別研究費」と変更することにより、継続8分野との区別を明確化することとしたもの。

○ なお、これまでの8分野・3分野の関係と同様に、複数の分野にまたがる研究については、重複計上可能な設計とし、重複チェック欄<sup>※</sup>を設けている。

ただし、新たな「特定技術別研究費」の5分野は、現行3分野と同様、継続8分野と潜在的な重複関係にあると考えられる。そのため、継続8分野と新たな5分野間の重複を含めると、新たな5分野では全て重複有となってしまう可能性が高いことから、現行の扱いと同様に、継続8分野内又は新5分野内に限定して重複を把握することとした。

※ 重複チェック欄は、前回見直し時に、結果分析に資する観点から設けたもの。また、回答内容の審査において、総額との整合性チェックに使用している。

【論点 b への回答】

b 「国家戦略技術領域」6領域のうち、「宇宙開発」のみ、「特定目的別研究費」に区分しているが、「特定技術別研究費」に位置付ける必要はないか。

- 「宇宙開発」は、長期的に継続して把握している事項であるとともに、仮に「宇宙開発」を「特定技術別研究費」に移動した場合、毎年の継続回答者や継続利用者の混乱に繋がる可能性も考えられることから、引き続き、継続事項である「特定目的別研究費」として位置づけることが適当と考えている。
- ただしその場合、「国家戦略技術領域」6分野に関する調査結果は、「特定目的別研究費」及び「特定技術別研究費」の双方にまたがって掲載されることになるため、当該6分野の結果を利用したいとする者の混乱回避・利便性向上の観点から、HPや調査結果の解説冊子等において、分かりやすい説明や解説を付すことを検討したい。
- なお、前回調査見直しにおいて、第6期科学技術・イノベーション基本計画の「戦略的な基盤技術」のうち、「AI」、「バイオテクノロジー」及び「量子技術」については「特定目的別研究費3分野」として既存8分野と独立させたものの、「マテリアル」については、既存8分野の「物質・材料分野」及び「ナノテクノロジー」で把握可能と整理し、既存8分野内で継続把握している。今回の「宇宙開発」の取扱いも、これと同様の対応である。

【論点 c への回答】

(c)「国家戦略技術領域」として指定された6領域について、本調査で適切にその研究費を把握することができるものとなっているか。

- 「国家戦略技術領域」に関する調査項目については、
- ・ 政策利用の観点から、科学技術・イノベーション基本計画及び関連施策の所管府省と調整を重ねた上で、
  - ・ 円滑な調査実施の観点から、有識者を交えた「科学技術研究統計研究会」における検討を経て、
- 項目の名称や対象とする研究の範囲等について、表1のとおり整理したところ。
- これらについて、回答者に的確に回答いただけるよう、「調査票記入上の注意」やオンライン回答における入力ガイダンス等において明記することとしている。

表1 「国家戦略技術領域」に関する調査項目の名称及び研究の範囲等

AI分野（AI搭載ロボットを含む）	人工知能を構成する上で必要となる基機的研究から、社会実装に必要なAIシステム化技術及び関連デバイス技術に関する研究開発、さまざまな産業及び経済活動分野へのAI実装技術の研究開発、AIを搭載するロボットの装置・システム等に関する研究、AIに係る倫理・法制度など、AI科学技術及びAIを搭載するロボットに係る幅広い研究をいいます。
バイオテクノロジー分野	生体材料又は非生体材料を設計・変更するために、生体並びにその一部、産物及びモデルに科学技術を適用する研究をいいます。合成生物学も含まれます。
量子技術分野	量子に関する科学及びそれを応用する技術並びにこれらを支える周辺技術に関する研究開発など、量子技術に係る幅広い研究をいいます。
半導体・光電融合技術分野※	半導体素子及び集積回路並びにその研究開発、設計、製造、組立、実装及び検査に必要な原材料、部素材、設備、機器、装置、治工具、プログラムその他これらに関連するものに関する研究と、情報の伝送・処理における高速化、低消費電力化、低遅延化を実現するために、光と電気・電波の特性を融合する技術に関する研究をいいます。
フュージョンエネルギー分野※	原子核同士が融合して別の原子核に変わる際に放出されるエネルギーに関する科学及びそれを応用する技術に関する研究開発のほか、これを支える周辺技術に関する研究開発など、フュージョンエネルギーに係る幅広い研究をいいます。
宇宙開発分野	衛星搭載機器、宇宙用耐熱材料、衛星通信、衛星写真の解析による資源探査など、宇宙空間の利用に関係する研究を幅広くいいます。ただし、天体観測や宇宙線の観測など、天文学に属する学術的な研究は含みません。

※ 新規項目は当該2分野であり、他の分野は既存の定義と同一である。

【論点 d への回答】

(d) 半導体・光電融合技術、フュージョンエネルギーの2分野は、新規で把握する必要はあるか（既存の分野の中で把握されていないのか）。また、2分野のうち、フュージョンエネルギーは他分野に比べ研究している企業が少ないことも懸念されるが、結果精度に問題はないか。

- 「半導体・光電融合技術」については、一部の領域（例えば集積回路）は「情報通信分野」に含まれているが、「情報通信」に含まれない領域（例えば原材料、製造装置）もあると考えている。  
「フュージョンエネルギー」については「エネルギー分野」の一部の領域と考えられる。  
したがって、当該2分野の研究費は、既存項目で明らかにすることはできないため、新規で把握する必要があると考えている。
- フュージョンエネルギーの研究実施企業については、内閣府からの情報により、結果表章可能な企業数があることを確認している。  
なお今般、企業Bにも同調査項目を設けることにより、同項目の結果精度向上に資すると考えている。
- なお関係府省からは、「ロボット」及び「ヘルスケア」の新規把握の要望もあったが、以下の整理によりこれら分野の新設は避け、増加を必要最小限に抑制しているところ。
  - ・ 「ロボット」（AI搭載ロボット）及び「ヘルスケア」は、それぞれ既存の「AI」及び「バイオテクノロジー」に包含される概念と考えられること
  - ・ （「半導体・光電融合」及び「フュージョンエネルギー」と異なる点として）「国家戦略技術領域」としては「AI・先端ロボット」及び「バイオ・ヘルスケア」とされているため、第7期計画の進捗・成果の把握等のためには、「ロボット」及び「ヘルスケア」を独立把握しなくても、最低限足りると考えられること

【論点 e への回答】

(e) 報告者負担の軽減の観点から、従前より把握している特定目的別研究費（8分野）について、削除等の余地はないか。

- 今般、既存の特定目的別研究費（8分野）について、ゼロベースで廃止や類似項目の統合の可能性を検討し、関係府省から意見聴取した。
- その結果、表2のとおり各府省での利活用や国際機関へのデータ提供等の実績が確認され、これらの統廃合は関連施策の企画立案・実施や国際比較において大きな支障を生ずる旨の回答を得たことから、これらの統廃合は適当でないと考えている。

表2 特定目的別研究費(8分野)の利活用状況(例)

8分野全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省 科学技術・学術審議会における検討資料</li> <li>・文部科学省 中央教育審議会における検討資料</li> <li>・文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標」</li> </ul>
ライフサイエンス分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省 ヘルスケア振興・支援策の基礎資料</li> </ul>
情報通信分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信白書</li> <li>・科学技術・イノベーション白書</li> </ul>
環境分野※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省 科学技術・学術審議会 環境エネルギー科学技術委員会における検討資料</li> </ul>
エネルギー分野※	
物質・材料分野※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省 科学技術・学術審議会 ナノテクノロジー・材料科学技術委員会における検討資料</li> </ul>
ナノテクノロジー分野※	
宇宙開発分野*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本成長戦略会議 航空・宇宙ワーキンググループにおける検討資料</li> </ul>
海洋開発分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省 科学技術・学術審議会 海洋開発分科会における検討資料</li> </ul>

※ OECDによるMSTI(科学技術指標)にも掲載。MSTIではそれぞれ別々の分野としてデータが公表されており、国際比較の観点から、関連分野(環境とエネルギー、物質・材料とナノテクノロジー)の統合も困難

\* 「国家戦略技術領域」6領域の一つ

② 調査事項の変更（調査票甲（企業B））

- ・ 従前、調査票甲（企業B）では、特定目的別研究費（8分野及び3分野）は調査事項としていなかったが、新たに特定目的別研究費（8分野）及び特定技術別研究費（5分野）について、調査事項に追加する計画

【論点 a、b への回答】

- (a) これまでには把握していなかったにもかかわらず、今回、調査票甲（企業B）の対象者に対し、新たに報告を求めることとした理由は何か。また、どのような利活用を想定しているのか。
- (b) 追加される調査事項について、報告者負担は大きくないか。また、支障なく回答を得られる見込みはあるか。

- これまで、当該項目については企業B（資本金1億円未満）を対象外としていたが、近年の制度改正により、資本金が小さくても規模の大きい企業も少なからず存在している状況。
- また、スタートアップ支援を含む関連施策の企画立案・実施や国際比較等の観点から、特に近年、本調査結果に求められる役割が高まっている中、精度の高い基礎資料を提供するためには、他の項目と同様、本調査項目についても、資本金規模によらず把握する必要があると考えたもの。
- 今回、資本金規模によらず企業全体を対象に当該分野の研究開発の実態を把握することで、我が国全体の研究開発の実態をよりの確に把握することが可能となるため、科学技術・イノベーション基本計画の進捗・成果の把握や、国際比較可能性の向上にも寄与するものと考えている。
- なお、当該項目は、複数の分野にまたがる研究についても特段の調整（重複している部分について金額を按分する等）する必要がない設計としており、企業規模によらず回答可能と考えている。

この点、企業会計に詳しい有識者を交えた科学技術研究統計研究会においても、企業規模によらず把握することについて賛同いただいたところ。

### ③ 調査事項の変更（調査票甲（企業A））

- ・ 利活用状況及び報告者負担を踏まえた製品・サービス分野別研究費の削除

#### 【論点 a、b への回答】

(a) 本調査事項は、いつの調査から、どのような目的で把握してきたものか。また、利活用実績低下についてどのような確認を行っているか。定量的な裏付けは十分か、利活用者へのヒアリング等を行ったのか。加えて、削除しても、SNAへの活用も含め、利活用上の支障はないか。

(b) 当該項目は研究開発活動と産業分野との対応関係を把握する趣旨の項目と考えられるところ、削除により当該観点からの分析ができなくなる影響をどのように評価しているか。

- 「製品・サービス分野別研究費」は、大企業において複数の製品・サービスにまたがって研究活動を行っている場合もあり、それらの研究活動の実態をより明らかにする観点から、昭和45年調査以降、把握しているもの。  
また国際的にも、その有用性が認められているもの。

※ 1968年の初版フラスカティ・マニュアル(The Measurement of Scientific and Technical Activities: Proposed Standard Practice for Surveys of Research and Development, DAS/PD/62.47 (3<sup>rd</sup> revision))では、企業部門では、研究開発活動を、企業の産業分類だけでなく、研究開発対象の「製品分野」によっても測定することが有用としている。

また、現行のフラスカティ・マニュアルにおいても同趣旨の記述(“Recommended for business enterprises, in addition to the main economic activity approach”)がある。

- 当該項目の国内の利活用状況については、
  - ・ 昭和期を中心に、科学技術白書（現科学技術・イノベーション白書）などにおいて用いられていたが、近年においては、そうした文書上明確な形での利活用事例は確認できない。
  - ・ e-Statにおける本項目の統計表のダウンロード件数は、産業別結果の統計表（年間1000件程度）の1/3程度と、相対的に少ない状況にある。
  - ・ 総務省政策統括官室取りまとめの「利活用リスト」を元に、本調査結果を利活用している関係府省（二次的利用を含む）にヒアリングを行い、本項目を削除することについてSNAを含めて差支えがないことを確認している。
  - ・ 本調査の調査票情報の利用（統計法第33条に基づく調査票情報の提供）は、行政機関等を除き2019年5月以降8件あるが、それらの調査票情報の利用目的及び研究等の成果からみて、本項目の利活用は確認できない（表3）。

- また国外の利用・国際比較の観点からは、OECD において各国の製品・サービス別（industry orientation）研究費を収集しているが、我が国における本項目の粒度では OECD の要請に対応できない※ため、OECD への結果提供も行っていない。

なお加盟国等からのデータ提供もごく一部にとどまっており、G7及び中国・韓国の中では2か国（フランス、イタリア）のみとなっている（表4、5）。

※ 我が国の本調査項目は約30区分だが、OECDは約100の区分で表章している。

- 一方で、本項目は相当の報告者負担を課すものと認識しており、回答に際しては、研究段階において最終的にどの製品・サービスに寄与するか判断が難しいとの問い合わせもあるところ。

※ 本項目では、製品・サービス分野別に区分できない場合には、研究者数を考慮するなどして、あん分によって回答を求めている。

※ 現行のフラスカティ・マニュアルでは、企業の追加的な負担や、回答者が研究実施時点で将来の用途を十分認識していない可能性について制約があるとしている。（“Implies some additional reporting burden for enterprises. Some of them may have limited awareness about final use of their R&D, especially for basic and applied research.”）

- 削除による影響に関しては、（既述のとおり関係府省からは差し支えないとの回答を得ているところ、）網羅的に影響を把握することは不可能であるが、ダウンロード件数は（相対的に少ないものの）一定程度はみられることから、影響が皆無とはいえない状況にある。

また、国際的にも有用性が認められている中、本項目の趣旨に照らせば、報告者負担やリソース等の制約がないならば、把握が望ましいことも理解している。

他方、利活用が少ないことへの対応の一つとして、OECD への結果提供を行い国際比較に資する観点からは、現行の製品・サービス分野を更に細かく区分する等、大きく見直す必要がある。仮に我が国において適用可能な分類方法を調査・検討するためには、相当の時間を要すると見込まれる上、分野の細分化は報告者負担の更なる増加につながる可能性にも留意する必要がある。したがって分類の見直しについては、本項目の継続の必要性の議論とは切り離して、中長期的に検討すべき課題と認識している。

- 以上のとおり、本項目は、相当の報告者負担を課していながら、相対的に利活用が少ない状況となっており、項目の見直しによる有用性の向上・利活用の拡大も容易ではない状況。

こうした状況下にあって、近年の調査事項の増加傾向（図1）を受けて前回見直し時の統計委員会答申において、「調査事項の削減等の必要性」を検討するよう課題が付されている中で、当項目の継続の要否を費用対効果の観点から総合的に検討した結果、削除することが適当と判断したものである。

なお本項目の削除に関しては、R&D統計の国際動向に詳しい有識者を交えた科学技術研究統計研究会においても、理解を得ている。調査実施者としては、本項目の削除その他の見直しによる調査事務の効率化を行うことで、新たに把握する「国家戦略技術領域」の分析を始め、内外の動向把握、その他調査の改善等の検討にリソースを振り向けることとしたい。

表3 科学技術研究調査の調査票情報の提供状況

提供した調査票情報に係る統計調査の名称	調査票情報を提供した年月日	調査票情報の利用目的	統計又は統計的研究の成果等のタイトル等
科学技術研究調査	2026/6/22	独立行政法人経済産業研究所から委託を受けた「スタートアップ振興における人的資本と金融資本の多様性と政策的課題」プロジェクトの一環として、分析を行うため。	
科学技術研究調査	2026/2/12	独立行政法人経済産業研究所から委託を受けた「国際的に見た日本産業のイノベーション能力の検証(Part 2)」プロジェクトの一環として、分析を行うため。	
科学技術研究調査 経済センサス - 基礎調査	2025/7/16	独立行政法人経済産業研究所から委託を受けて「サプライチェーンマネジメントと生産性」プロジェクトの一環として、サプライチェーンマネジメントが企業の生産性に与える影響の分析を行うため。	
就業構造基本調査 科学技術研究調査	2025/5/22	独立行政法人経済産業研究所において行う「経営資源の流動性とイノベーション」プロジェクトの一環として、ヒト・モノ・カネの流動性がイノベーションに対する影響の分析を行うため。	
科学技術研究調査	2022/8/26	「科学技術研究調査」によって把握されている組織内外への研究費の支出や研究者の転出・転入に関する情報を主として活用して、組織の境界を跨いだオープン型R&D開発が企業のイノベーション成果や事業成果、そして研究人材の流動性にどのような影響を与えているのかを実証的に明らかにすることを目的としている。	R&D 資源の外部調達と企業の研究者の転出
科学技術研究調査	2022/2/4	令和3年度科学研究費助成事業の採択研究課題「グローバル化に伴う経済活動の産業内・産業間・空間的調整」の分析として、地域内の企業の研究所、公的機関・大学等の研究機関の集積が、同一地域内に立地する製造業企業の新製品開発や製品品質改善にどの程度の影響を持つかを計測することで、グローバル化競争下において、企業ならびに公的機関・大学の研究開発活動が製造業企業のイノベーション行動に及ぼす影響についての実証分析を行うため	企業ならびに公的機関・大学の研究開発活動が製造業企業のイノベーション行動に及ぼす影響
科学技術研究調査	2021/3/19	文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会による「科学研究費助成事業（科学研究費補助金）」の令和2年度研究課題「地域の起業・イノベーションエコシステムの政策支援の研究：ミクロ計量分析による評価」の研究の一環として、企業や大学等の研究開発への公的支援の要因と効果を、国による支援と地方公共団体による支援を区別して分析し、異なる行政レベルからの公的支援の補完性と周辺地域へのスピルオーバー効果についても明らかにするため	日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(B)「地域の起業・イノベーションエコシステムの政策支援の研究」
科学技術研究調査	2021/2/24	「若手研究者に関する問題の分析とその将来推計に基づく持続可能な環境構築に関する研究」として、若手研究者の雇用・分布等に影響を与える要因（分野、学生教職員構成、資金獲得構造、機能特性等）を政府統計等により分析した上で、大学等の人的・財務的構造変化を、政策、財政、産業構造等の動向の中で時系列的に捉え、将来の若手研究者の分布と取り巻く環境を推計することを目的とする。	若手研究者に関する問題の分析とその将来推計に基づく持続可能な環境構築に関する研究

出典：ミクロデータ利用ポータルサイト（miripo）（6/24 閲覧）より作成。

表4 OECDへのデータ提供状況（G7+中韓）

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
Canada	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
China (People's Republic of)	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
France	92%	92%	94%	1%	1%	1%	1%	1%	82%	0%
Germany	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
Italy	82%	71%	98%	98%	98%	98%	98%	98%	98%	0%
Japan	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
Korea	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
United Kingdom	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
United States	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

出典：OECD “Analytical Business Enterprise R&D by ISIC Rev.4 industry (ANBERD database)”（6/23 閲覧）より作成。Industry orientation 別研究費のうち、各国の掲載されている数値の割合を計算した。

表5 OECDへのデータ提供状況（イメージ）

**Business enterprise R&D expenditure by industry** 

**Measure:** Business Enterprise Expenditure on R&D (BERD) • **Sector of performance:** Business enterprise sector •

**Classification criteria:** Industry orientation • **Price base:** Current prices • **Time period:** 2023

**Combined unit of measure:** US dollars, PPP converted, Millions

	Reference area	France USD	Italy USD
<b>Economic activity</b>			
Total - all activities		57 326.770	27 490.518
- Agriculture, forestry and fishing		949.415	337.362
- Mining and quarrying		223.494	19.004
- Manufacturing		37 698.178	20 277.317
- . Manufacture of food products and beverages		..	911.850
- . Manufacture of food products; beverages and tobacco products		977.288	974.523
- . Manufacture of tobacco products		..	62.673
- . Manufacture of textiles, wearing apparel, leather and related products		186.587	1 258.477
- . Manufacture of textiles		96.843	554.357
- . Manufacture of wearing apparel		55.547	372.221
- . Manufacture of leather and related products		34.198	331.898
- . Manufacture of wood and of products of wood and cork, except furniture; manufacture of articles of straw and plaiting materials; manufacture of paper and paper products; printing and reproduction of recorded media		159.468	222.550
- . Manufacture of wood and of products of wood and cork, except furniture; manufacture of articles of straw and plaiting materials		54.679	51.948
- . Manufacture of paper and paper products		92.676	137.088
- . Printing and reproduction of recorded media		12.113	33.514
- . . Reproduction of recorded media		..	0.000
- . Manufacture of coke and refined petroleum products		232.753	132.916
- . Manufacture of chemicals and chemical products		3 005.837	757.126
- . Manufacture of basic pharmaceutical products and pharmaceutical preparations		3 968.131	1 650.024
- . Manufacture of rubber and plastics products		1 085.128	1 210.847
- . Manufacture of other non-metallic mineral products		574.611	179.398
- . Manufacture of basic metals		734.016	279.322
- . . Manufacture of basic precious and other non-ferrous metals; casting of light metals and other non-ferrous metals		..	44.308
- . . Manufacture of basic iron and steel and of ferro-alloys; of tubes, pipes, hollow profiles, related fittings and other products of first processing of steel; casting of iron and steel		..	235.014
- . Manufacture of fabricated metal products, computer, electronic and optical products, electrical equipment, machinery, motor		25 985.474	13 023.333

注：フランス及びイタリアにおける Industry orientation 別研究費（2023年）の一部

出典：OECD “Analytical Business Enterprise R&D by ISIC Rev.4 industry (ANBERD database)”（6/30 閲覧）より作成。

図1 過去10年に追加された主な調査事項（企業A）

実線：前回見直し（2022年調査）以降追加  
破線：前々回見直し（2017年調査）以降追加

**1**

- 派遣労働者

**2**

- 新規採用者の所属部門
- 博士号取得者
- 数学・物理（分割）

**3**

- 土地・建物（分割）
- 派遣労働者の費用

**4**

- 社外から受け入れた研究費の内訳（うち親子、海外のうち政府機関等）
- 社外へ支出した研究費の内訳（うち親子、海外のうち政府機関等）

## (2) 調査対象の範囲の変更

### ② 大学等出資会社を悉皆調査とする取扱いの取りやめ

- 調査票甲（企業A）では、大学及び研究開発法人が出資した会社（以下「大学等出資会社」という。）を悉皆対象として調査を実施していたが、この取扱いを取りやめる計画

#### 【論点 a への回答】

(a) 令和4年～7年調査は、いずれも集計結果が表章不可とのことであるが、該当数はどの程度であったのか。また、今後増える見込みはないか。

- これまでの該当の企業数は、表6のとおりであり、研究を実施している企業は表章可能な数に達していない。
- 仮に今後、大学等出資会社の増加の可能性があっても、現時点でその蓋然性が高いわけではなく、また関係府省からそれらの悉皆対象の取扱いの継続及び個別表章の要望はないことから、他の企業等と同様の扱いに戻すこととしたもの。

表6 大学等出資会社の数

調査年次	調査対象企業	内部で研究している	外部へ研究費を支出
令和4年	2	0	1
5年	3	0	1
6年	6	1	1
7年	10	1	1

### (3) 調査方法の変更

#### ① 経済構造実態調査からのデータ移送の取りやめ

- ・ 調査票甲において、経済構造実態調査からのデータ移送の取りやめ

#### 【論点 a～c への回答】

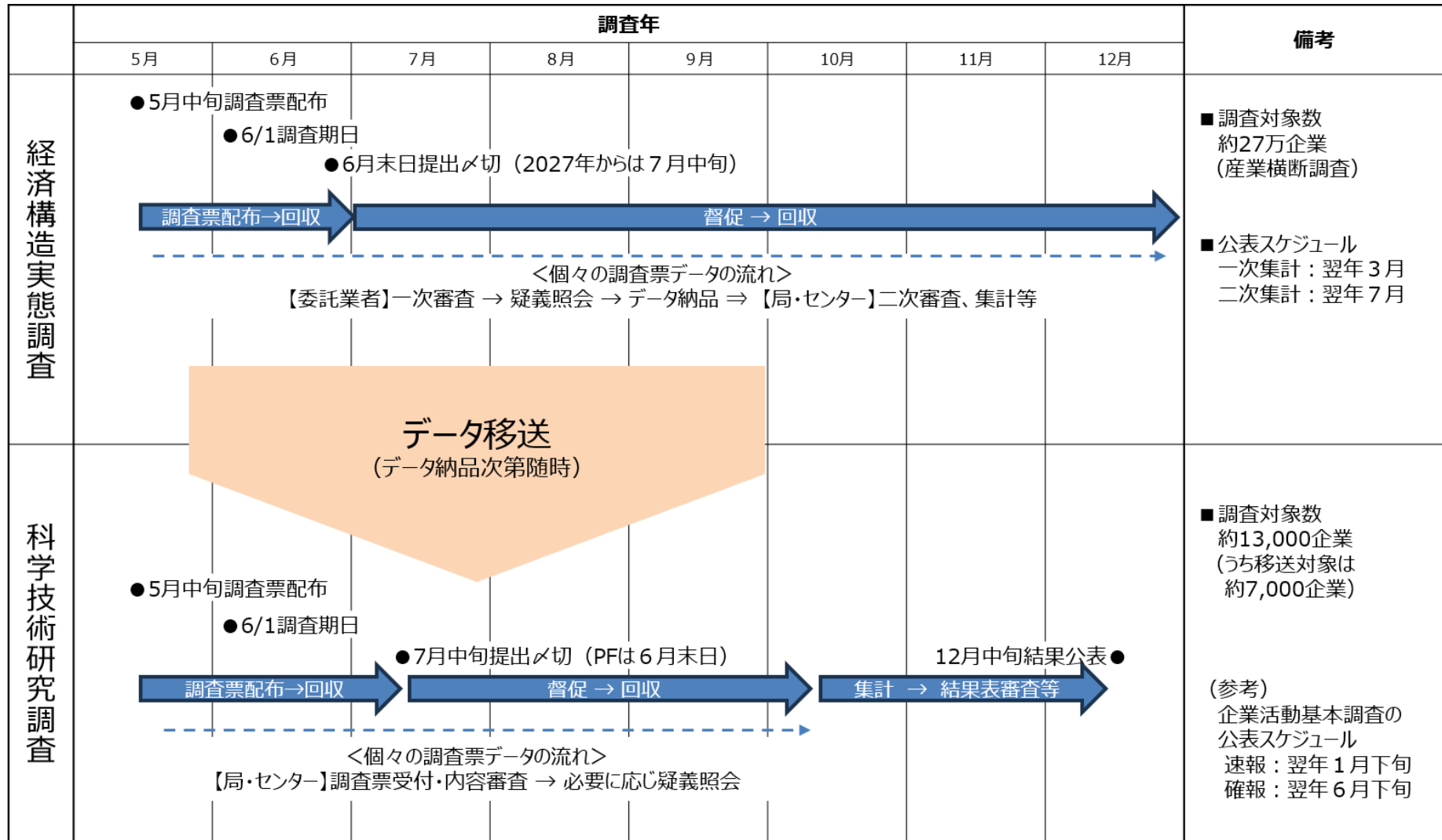
- a 調査票の回収から、データ移送、疑義照会まで、通常はどのようなスケジュールで実施しているのか。また、データ移送対象企業において、どの程度の期間、疑義照会に遅れが生じているのか。
- b 疑義照会は、報告企業のうち、どの程度の割合で発生しているのか。また、データ移送の影響により、調査票提出から相当の日数が経過した後に疑義照会を行った企業数はどの程度発生しているのか。
- c 速やかなデータ移送が行えないことにより、どのような報告者負担が発生しているのか。報告者の反応はどのようなものか。

- 審査・集計は、調査票の受付、データ入力（紙及びオンライン調査票から製表システムへの登録）、データ移送（移送対象のみ）、内容審査（移送データとの整合性審査を含む）、疑義照会、結果集計等の流れとなっている。全体のスケジュール及び経済構造実態調査のスケジュールとの関係は図2のとおり。

データ移送や内容審査・疑義照会は、必要なデータが届いたものから順次取り掛かっている。疑義照会は、回答企業の約2割程度発生している。

個々の疑義照会に至るタイミングは、企業に確認すべき事項の内容、その時点で累積している未処理件数（審査の逼迫度合い）及び集計開始までのスケジュールなどに依存するため、一概にはいえないが、早期に提出いただいた企業に関しては、おおむね1か月以内には疑義照会を行っている状況。

図2 データ移送等のスケジュール



- データ移送対象企業（約 7,000）のうち、科学技術研究調査の調査票の受付からデータ移送まで、約半数について1か月以上、約2割が3か月以上の時間を要している。これらには、集計に間に合っていない1割強を含んでいる。

移送に伴う疑義照会の遅れについては、例えば移送項目に無関係な事項を確認する場合や集計開始まで時間がない場合には、移送を待たずに疑義照会を行うこともあるため、定量的に示すことは困難であるが、例えば早期に提出いただいた企業に関して疑義照会に至る個々の所要日数をみると、移送に伴う照会の遅延状況がうかがえる（図3）。

※ 一方、移送対象の約2割が、科学技術研究調査にも回答いただいている（「総売上高」の回答件数）。

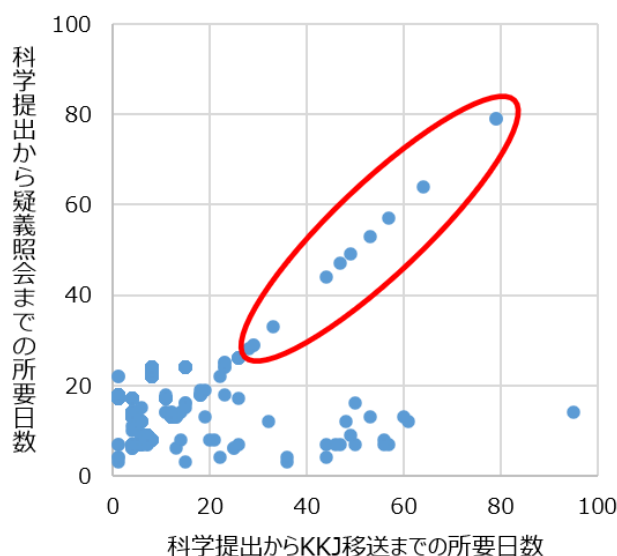
※ なお、企業調査支援事業の対象企業については、同時一体的実施として電子調査票（エクセル形式）を統合することで効率的な運用を図っているものの、一方の調査の回答の遅れが他方の調査票の提出遅延につながるなどの副作用も生じている。その場合、回答期限内での提出がなかった場合は、公表期日の早い科学技術研究調査分を先行して提出するよう依頼しているところ。

- 速やかに疑義照会を行えなかった企業からは、回答内容を忘れたため回答内容を再確認するための負担が生じたとする反応があった。また、データ移送（経済構造実態調査）の対象企業が毎年変動することに伴い、当該項目の回答の要否が毎年変わることによる問い合わせも生じている。

加えて、データ移送対象のうち1割強が集計に間に合っておらず、データ補完※せざるを得ない状況となっており、そのことに伴う審査集計事務の負担や、結果精度への影響も無視できない状況にある。

※ 移送データが得られなかった場合は、当該企業のサイトや EDINET、前年の経済構造実態調査結果などを用いて補完している。

図3 データ移送と疑義照会の関係



※ 6月末までの提出分、企業調査支援事業対象のみ（約300企業）。令和7年調査実績。

【論点 d への回答】

d データ移送を継続したまま、疑義照会の迅速化等により、報告者の負担軽減を図る余地はないか。

- 現在、疑義の内容によっては（例えば移送項目に無関係な事項を確認する場合）、データ移送を待たずに疑義照会を行っているところ。
- また、なるべく正確なデータの移送を行う観点から、本来は、経済産業省企業活動基本調査同様に、移送元調査の公表に用いる確定値を移送することが望ましいが、経済構造実態調査の確定値（1次集計：調査翌年3月、2次集計：調査翌年7月）からの移送では、科学技術研究調査の公表（調査年の12月）に間に合わないことから、確定前のデータを移送することで、可能な限りの早期対応を行っている。  
さらに、経済構造実態調査の審査においては、科学技術研究調査の対象企業のデータを優先して行うよう、運用上の工夫も講じているところ。
- 以上により、現行のスキームにおいて、疑義照会の更なる早期化は困難と考えている。

【論点 e への回答】

e データ移送を取りやめた場合、

- ① 「直近調査等の結果」がプレプリントされるとのことであるが、具体的にどのような情報がプレプリントされるのか。
- ② どのような報告者負担が発生するのか。
- ③ プレプリント以外にも、報告者負担を軽減する対応は予定しているか。
- ④ 他の調査との重複回答の問題が発生することについて、どのように評価するか。また、取りやめを計画するに当たって、報告者の意見を確認し、どのように対応することとしているか。
- ⑤ 同時・統一的に実施されている経済構造実態調査においては、「資本金」はプレプリント事項であることから、例えば、基準日の直前に減資を行った企業の場合、両調査の調査票において減資前の資本金額がプレプリントされており、報告者である当該企業は、それぞれの調査票において同様の訂正を行う必要が生じることとなるのか。

- プレプリントする情報は、これまでの「名称・所在地」、「法人番号」に加えて、「資本金」及び「事業の種類」を加える予定である。
- データ移送を取りやめることにより、「総売上高」、「資本金」及び「事業の種類」が本調査での要回答項目となるが、うち「資本金」及び「事業の種類」に関してはプレプリント事項とするため、変更がある場合のみ具体的な回答作業が発生することとなる。
- 今般、データ移送対象企業のみならず対象外企業も含めてプレプリント範囲を拡大することにより、報告者全体としての負担軽減を図ることとしている。また、その他報告者負担軽減として、回答負担が大きい「製品・サービス分野別研究費」の廃止、企業調査支援事業の対象企業に対する回答期限の延長など、報告者負担の軽減を図ることとしている。
- 他の調査との重複回答により報告者に負担をおかけすることについては課題と認識しているものの、既述のとおり、考えられる限りの工夫を講じたとしても移送に伴う疑義照会の遅延をなくすことは難しい状況。  
そのため、かえってご迷惑をおかけする企業を減らし、またより正確な統計作成のためにも、可能な限りの負担軽減を図った上で最小限の追加負担をお願いするものであり、調査実施者としては報告者に理解を得られるよう、丁寧に説明することとしたい。
- なお、「資本金」を始めプレプリント事項に変更が生じた場合については、本調査のみの事象ではなく、経済センサス - 活動調査、経済構造実態調査、経済産業省企業活動基本調査と同様に、訂正が生じることになる。

【論点 f への回答】

f 疑義照会の遅延解消による報告者負担の軽減効果と、データ移送の取りやめによる負担増とを比較し、総合的に見て報告者負担が軽減されるのか。

○ 負担の軽減効果と負担増の定量的な比較は困難であり、総合的に見た負担の変化を論じることは難しい。

なお、経済産業省企業活動基本調査の見直しと比較すると、

- ・ 移送を取り止める項目数は少ないこと
- ・ うち2項目については代替措置（プレプリント）を講じること
- ・ ゼロから回答を求めることとするのは「総売上高」の1項目※であること
- ・ 「総売上高」は一般に、決算資料から特別な加工することなく転記可能なことから、相対的に報告者負担の増加は小さいものと考えている。

※ 経済産業省企業活動基本調査における見直しでは、経済構造実態調査から「資本金又は出資金」の移送を取り止める際、「移送項目が少ないため、それぞれの調査で個別に把握するとしても報告者の負担はほとんど変わらない」と説明されている。

○ また、データ移送の取りやめに伴い、「総売上高」の欠測値の解消による結果精度の向上、データ移送対象外へのプレプリントの拡大も含め、十分な効果はあるものと認識している。

【論点 g への回答】

g データ移送を受けている3項目以外も含め、事業所母集団DBのデータを活用するなどにより、データ移送を受ける以外の方法で報告者負担を課さずに必要なデータが得られないか。

- 現在、事業所母集団DBのデータについては、調査対象の選定や、プレプリント情報として活用している。
- 現在データ移送を行っている項目について、経済構造実態調査の結果が事業所母集団DBに反映されるのは、当該調査結果の確定以降（実際には実施年の翌年末の4次集計結果公表以降）となる。  
そのため、現行の集計スケジュールを維持したままで、データ移送の代わりに事業所母集団DBのデータを活用するとすれば、1年以上古いデータを活用せざるをえないことから、現実的でないと考えている。

## ② オンライン調査を中心とする記載への見直し

- ・ 本調査のオンライン回答率が約8割である現状等を踏まえて、オンライン調査が主な調査方法であることを明記した記載に変更

### 【論点 a への回答】

- a 現在、政府統計オンライン回答サポート対象企業にのみ、オンライン先行方式を導入しているのはどのような考え方に基づくものか。
- b オンライン回答率が約8割とされているが、政府統計オンライン回答サポート対象企業とそれ以外の報告者とで、オンライン回答率はそれぞれどのように推移しているか。
- c オンライン回答が困難な報告者に対し、どのような対応を行っていくのか。

- 企業調査支援事業の対象企業（政府統計オンライン回答サポート対象企業）については、令和4年調査から、経済構造実態調査と同時一体的に実施することとしたことを踏まえ、調査方法について経済構造実態調査に合わせた取扱いとしたもの。
- 政府統計オンライン回答サポート対象企業とそれ以外の報告者におけるオンライン回答率の推移は表7のとおり。

表7 オンライン回答率の推移

	令和4年調査	令和5年調査	令和6年調査	令和7年調査
総数	63.6%	68.5%	75.7%	79.0%
政府統計オンライン回答サポート対象企業	72.3%	80.1%	85.6%	88.4%
政府統計オンライン回答サポート対象企業以外	62.0%	66.2%	73.8%	77.2%

- オンライン回答が困難な報告者への対応としては、前回調査において紙の調査票で回答した企業に対しては、初回郵送物にオンラインID、紙調査票を同封するなど、回答者の状況に配慮するとともに、電子調査票の操作性の向上や引き続きのオンライン回答の勧奨などを通じ、オンライン回答率向上に取り組みたいと考えている。

#### (4) 集計事項の変更

- ・ 調査事項の見直し等に伴う集計表の整理
- ・ 利活用が低下した分析表の削除

##### 【論点 a への回答】

a どのような考え方にに基づき、集計事項の整理を行っているか。

- 今回見直す集計表のうち、産業（223 区分）別の結果は、OECD に産業別結果を提供するに当たり、国際標準産業分類に組み換え可能となるよう、できるだけ詳細な産業分類での結果を作成する意図があるが、詳細であるがゆえに秘匿も多く、統計精度が粗くならざるを得ないとの課題も内在している。

このため、OECD への結果提供や、各府省での利活用等、具体の利活用が確認できていない集計表※について整理の対象としたもの。

※ 具体の利活用が確認できていないものでも、同じ表において非営利・公的機関及び大学等（これらは悉皆対象であるため精度上の問題は小さい）に係る数値も掲載している集計表については、当該結果利用に配慮し、継続して作成することとしている。

- また、中小企業に限定した分析表は、現時点で具体の利用が見当たらない上、そもそも本調査では資本金 1 千万円未満の企業は対象外となっており、中小企業の実態を見る上で大きな制約があると考えられる。

継続企業に限定した分析表は、過去母集団情報更新の影響を見る上で利用していたが、現在は毎年の年次フレームにより更新していることからニーズが低下し、その他の用途も確認できない。

したがって、これらについても整理の対象としたもの。

- なお、これらを削除した場合にあっても、高度な分析を望む者には、調査票の二次的利用の制度もあることから、削除の影響はほとんどないと考えている。

##### 【論点 b への回答】

b 調査事項や調査対象の変更に伴った集計事項の変更について、時系列比較への影響はどのように整理されているか。

- 資本金 1 億円未満企業に調査対象を拡大した「特定目的別研究費」及び「特定技術別研究費」に関する集計表については、再掲として「うち資本金 1 億円以上の全企業」を表章することにより、従来企業 A との時系列比較を可能とするような措置を講じる予定である。

## (5) 調査実施期間の変更

- ・ 政府統計オンライン回答サポート対象企業の回答期限を7月中旬に延長

### 【論点 a, b への回答】

- a これまで、報告者が6月の調査票の回収期限までに回答できなかった要因は何か。回収期限を7月中旬とすることで、これらの要因は軽減されるのか。
- b 調査票の回収期限を後ろ倒しにすることに伴い、調査結果の公表期日に影響することはないか。

- これまで6月末の回収期限までに回答がなかった企業の事情は様々であると想定されるところ、「6月下旬までは繁忙期のため、7月に回答させてほしい」との連絡を例年受ける企業も一定数存在している。

そのため、回収期限を経済構造実態調査と同様7月中旬とすることにより、こうした事情を抱える企業における繁忙期を回避し、確実な回答の確保に資するものと考えている。

- また、提出された回答から順次審査・集計プロセスに取り込むことにしていること、令和3年調査以前はすべての調査対象の回答期限が7月中旬であり、現在と同時期の結果公表を行っていたことから、回答期限の延期による公表期日への影響はないものと考えている。

## (6) 公表の方法の変更

- ・ これまで、「e-Stat」及び「印刷物」で調査結果を公表していたが、このうち、「印刷物」による公表を廃止

### 【論点 a への回答】

- a e-Statや総務省ホームページにはどのような情報が公表されているか。これまで印刷物で公表していたものは全てインターネット上に公表されているか。

- e-Statにおいてすべての統計表を公表している。  
また総務省ホームページ上には、結果の要約、結果の概要等印刷物で公表するすべての情報を掲載している。

2 統計委員会諮問第 154 号の答申（令和 3 年 7 月 30 日付け統計委第 12 号）における「今後の課題」への対応状況について

統計委員会諮問第 154 号の答申（令和 3 年 7 月 30 日付け統計委第 12 号）では、以下の検討課題が指摘されている。

- ・ 今後の調査事項の見直しに当たっては、報告者負担の実態を適切に把握した上で、調査事項の削減等の必要性も含めて検討すること。

【論点への回答】

今回の申請を踏まえ、今後、報告者の負担をどのように検証し、調査事項の見直しをどのように行っていくのか。

- 報告者の負担の程度を客観的に検証するには、報告者に追加的な負担をお願いする必要も考えられることから、現時点において具体的な検証方法をお答えすることは困難であるが、報告者負担の軽減は重要な課題と認識しており、調査事項の見直しについては不断に検討していく。
- ただし現行の調査事項は、それぞれ国内外のニーズを踏まえて設定していることから、調査事項の見直しは少なからず利用者（把握できない一般利用者も含む）に影響を与えることとなる。
  - 今般の「製品・サービス分野別研究費」の削除に際しても、関係府省等と相当の調整を経て理解を得ているもの。
  - 見直しに当たっては、報告者負担と利用者への影響の双方を吟味し、費用対効果の観点から慎重な検討が必要と考えている。